

怪我の治療費について

学生教育研究災害傷害保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険(通称:学研災)とは?

全学生が入学時に保険料を納付し、保険に加入しています。安価な保険料で、正課中の怪我から課外活動中の怪我まで幅広く対応しています。

(2) 支給対象・保険金

状況	治療日数	保険金	入院加算金
正課中・学校行事中	1～3日	3,000円	入院1日につき4,000円 入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。
通学中・学校施設等相互間の移動中	4～13日	6,000円	
上記以外で学校施設内にいる間 公認団体の課外活動中	14～29日	30,000円	
	30～59日	50,000円	
	60～89日	80,000円	
	90～119日	110,000円	
	120～149日	140,000円	
	150～179日	170,000円	
	180～269日	200,000円	
	270日以上	300,000円	

※ 治療日数とは、実際に通院や入院した日数のことです。1日に2ヵ所以上の医療機関を受診しても1日と数えます。

※ 通学中・学校施設等相互間の移動中について、大学が禁じた方法による通学や合理的な経路でない場合は保険の対象となりません。

※ 病気は対象となりません。

※ 上記の表は2011年4月1日以降の怪我・事故に適用されます。それ以前の怪我・事故は対象となる通院日数が異なりますので、学生課に確認してください。

(3) 保険金の請求方法

怪我・事故をしたら、直ちに学生課へ報告する。学生課から[学生事故報告書]と[学生教育研究災害傷害保険事故通知はがき]を渡されるので、後日記入して提出する。(目安は怪我・事故をしてから1ヵ月以内)

治療費の領収書は全て保管しておく。

学生課へ[学生事故報告書]と[学生教育研究災害傷害保険事故通知はがき]を提出する。

治療が完了したら、学生課へ報告する。保険の対象となる場合は、学生課から[保険金請求書]が渡されるので、後日記入して提出する。

(4) 保険金請求時に提出するもの

○ 保険金が 100,000 円以下の場合(他の傷害保険等の請求金額と合算した結果)

- ① 保険金請求書
- ② 治療状況報告書(保険金請求書綴りの中にある所定書式)
- ③ 治療費領収書のコピー
- ④ 通学中事故証明書(通学中の怪我の場合のみ必要)

or

- ① 保険金請求書
- ② 治療状況報告書(保険金請求書綴りの中にある所定書式)
- ③ 診察券のコピー(両面)
- ④ 通学中事故証明書(通学中の怪我の場合のみ必要)

○ 保険金が 100,000 円を超える場合(他の傷害保険等の請求金額と合算した結果)

- ① 保険金請求書
- ② 診断書(保険金請求書綴りの中にある所定書式)
- ③ 通学中事故証明書(通学中の怪我の場合のみ必要)

大学の治療費補助制度

(1) 治療費補助の対象

- 授業中および大学が主催する行事に参加している間
- 大学に届け出た課外活動を行っている間
- 上記以外で大学の施設内にいる間

(2) 治療費補助の金額

- 20,000 円を限度に支給します。
- 治療費が 20,000 円未満の場合は、実費分を支給します。
- 学生教育研究災害傷害保険と重複して支給しません。
- 治療費が学生教育研究災害傷害保険金を上回る場合は、20,000 円を限度としてその差額を支給します。

(3) 治療費補助の申請方法

- 怪我・事故をしたら、直ちに学生課へ報告する。学生課から[学生事故報告書]と[学生教育研究災害傷害保険事故通知はがき]を渡されるので、後日記入して提出する。(目安は怪我・事故をしてから1ヵ月以内)
- 治療費の領収書は全て保管しておく。
- 学生課へ[学生事故報告書]と[学生教育研究災害傷害保険事故通知はがき]を提出する。
- 治療が完了したら、学生課へ報告する。治療費補助の対象となる場合は、学生課から[治療費補助申請書]が渡されるので、後日記入して提出する。

(4) 治療費補助請求時に提出するもの

- ① 治療費補助申請書
- ② 治療費領収書(原本)